

厚木市障がい者福祉計画（第5期）（素案）に関する意見交換会

について

政策等の議題(テーマ)の名称及び検討事項		厚木市障がい者福祉計画(第5期)の策定に向けての意見交換会	
開催日時		平成 29 年 7 月 30 日(日) 午前 10 時から午前 11 時 45 分まで	
開催場所		厚木市役所本庁舎 4階 大会議室	
出席者数		19 人	
担当課	障がい福祉課	結果公開日	
会議の経過		1 開会 2 計画の概要(案)説明 3 意見交換 4 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方	
1	緊急通報システム機器の貸与は、どのような方が対象となるのか。精神障がい者は含まれるのか。	対象者は、1,2級の身体障害者手帳を交付されている重度の障がい者のみの世帯、1,2級の身体障害者手帳を交付されている重度の障がい者と65歳以上の高齢者で構成されている世帯で、常時注意を必要とする方です。	
2	障がい者や家族の状況等についての実態把握は、どのように実施しているのか。	障がい者相談支援センターと地域包括支援センターが連携して、地域のネットワークを活用することにより、地域から孤立している世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯など、支援が必要な世帯を把握し、適切な支援につなげようとするものです。	
3	厚生労働省が方針として掲げた「我が事・丸ごと」地域共生社会は、障がい特性に適した専門的な支援が受けられなくなるのではと心配している。今後どうなっ	この計画では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会を将来像としています。目指す姿を達成するために取り組む施策は、障がい特性に応じたものとなるよう専門性の確保に取り	

	ていくのか。厚木市には、障がい特性をよく考えた施策を実行していくことを計画の大柱に入れていただきたい。	組んでまいります。
4	「こころのふれあいフェスタ」は非常に良い事業である。精神障がいに対する理解はまだ進んでいない。計画期間の3年間だけでなく、継続してほしい。	障がい者理解は最も重要な施策であると考えています。今後も引き続き実施していきたいと考えています。
5	精神障がい者だけは、バスの運賃が割引にならない。こうしたことは計画に含まれているか。	精神障がい者の方につきましても、運賃を割引していただくよう、毎年バス会社に対して要望しております。
6	心身障害者医療費助成は、精神障がい者は対象となるか。他の障がいとの格差については是正していただくようお願いしたい。	精神障がい者は1級が対象となります。優先的にどのような方を支援しなければならないか、障がい特性を踏まえて、県央他市の状況を確認しながら検討しているところです。
7	障がい者理解の促進はぜひ進めてほしい。	障がい者理解は最も重要な施策であると考えています。様々な機会を通して啓発を行ってまいります。
8	障がい者が参加しやすい防災訓練は、以前にもお願いしてきたが、そのままの状況になっている。いざという時に、障がい者は大変な思いをしてくている。今のままでいいのか、再検討してほしい。	これまでも、障がい者が地域の防災訓練に参加している事例はあったと思いますが、地域にとっても、障がい者が防災訓練に参加することは大変有意義であると考えております。今後とも、障がい者が参加しやすい防災訓練の実施について働きかけてまいります。
9	障害者団体については、それぞれが活動するだけでなく、皆が顔を合わせて検討できるような全体会議の開催について検討してほしい。	御要望として承ります。
10	市役所、警察、児童相談所の連携が不足している。事故が起きなければ警察は動かない。児童相談所は知らなかったと言う。事件や事故が起きないように、厚木市が主体となって連携を深めてほしい。	御要望として承ります。

11	<p>障がい者理解の促進は、障がい福祉課だけではなく、市全体で担うものだと思う。教育、就労、地域に携わっている部署において取り組んでもらえると、より効果があるのではないか。</p>	<p>障がい特性を理解するためのガイドブックを作成し、教育機関や商工会議所を通して市内の一般企業に配付しています。</p> <p>また、障がい者がアパートを借りて一人暮らしをしようとする時に、不動産屋等に障がい特性を正しく理解してもらうための冊子を作成して配布しています。</p> <p>今後とも、市全体として取り組んでいけるよう皆様と協力してまいります。</p>
12	<p>計画相談支援を契約している人は増加しているが、特別支援学校卒業後に一般就労した人で、サービスを利用していない人の支援がない。計画相談支援が入っていれば、必ず支援者がいることになるので、サービスを利用するためだけではなく、こうしたメリットに着目して、セルフプランではなくサービス等利用計画を進めてほしい。年度の切替時でいいので、計画相談支援の達成率(契約者)を計画に記載してほしい。</p>	<p>サービス等利用計画は、障害福祉サービスを受けようとするときに作成するものです。</p> <p>特別支援学校卒業後に一般就労した方がお困りの場合には、障がい者相談支援センター等を活用していただきますよう更なる周知を図ってまいります。</p> <p>計画相談支援の達成率を計画に記載することにつきましては、今後、検討いたします。</p>
13	<p>就労定着支援は、就労移行支援事業所から企業就労した人が一年以内に受けられるというサービスのことだと思うが、総合的な就労相談と専門的機関との連携強化はどこがやるのか。</p>	<p>就労定着支援は、法律に基づく障害福祉サービスであり、平成 30 年度から新設されるものです。</p> <p>総合的な就労相談と専門的機関との連携強化につきましては、事業化に向けて、現在調整しているところです。</p>
14	<p>ヘルプカードの活用だけではなく、ヘルプカードサポートブックのようなものがあるとよい。「自分は列に並べない」、「避難所等大勢の人と過ごせない」等防災に関する情報として、支援してほしい内容や障がいの特性を記載できるようなサブの冊子を作成してほしい。</p>	<p>ヘルプカードと一緒に作成したチラシとともに、様々な機会を捉えて周知に努めています。サブの冊子につきましては、障がい者がどのような場面で使い道があるのかを考えた上で検討してまいります。</p>

15	<p>平成 27 年度の障がい者数 4,202 人の内訳が知りたい。</p>	<p>重複の障がい者を除いた人数のため、正確な内訳は出していません。4,202 人は、障がい者のうち高齢者の人数ですが、身体障がい者が多くを占めています。</p>
16	<p>包括的支援の在り方は、介護保険利用者、障がい者を含めた地域生活支援拠点として考えてよろしいか。</p> <p>国は様々な分野で地域生活支援拠点を作るように言っている。市町村としては一元化するしかないだろう。障がい者だけではなく、困っている市民全てを含めた地域生活支援拠点と捉えたとしたら、どのようにしていくか、市として方針を出した方がいいのではないか。資源がない中では、面的に整備をしていかなければならないと思うが、緊急時の受入れは全てが対象となるのか不安に感じている。</p>	<p>包括的支援とは、障がい者相談支援センターと地域包括支援センターが地域福祉の拠点として連携し、障がい者に限らず支援を必要とする方を地域全体で支えていこうとするものです。市全体として目指していく姿となります。</p> <p>地域生活支援拠点とは、相談、緊急時の受入れ、グループホームの体験、専門性、地域の体制づくりといった居住支援のための機能となりますが、本市は地域の事業所等がその機能を分担する面的整備型で進めています。</p> <p>これまで障がいの特性上課題となっていた夜間、休日等における緊急時の受入れや対応について整備をしましたが、拠点としての機能が十分に果たせるよう、課題の検証及び課題解決に向けた取組を行いながら運用してまいります。</p>
17	<p>現在、地域包括支援センターは 10 箇所、障がい者相談支援センターは 5 箇所であるが、相談支援専門員 1 人で 2 つの地域包括を担当するのは困難である。先ほど、精神障がいに特化したところへ相談をとという話があったが、地域割りされている中では、地域が抱えることになってしまう。障がい者相談支援センターの機能強化とはどういうことが知りたい。障がい者相談支援センターと もっと連携がとれるような体制づくりをお願いしたい。</p>	<p>障がい者相談支援センターの厳しい現状は認識しております。将来的に障がい者相談支援センターを増やすのか、あるいは人員を増やすのか、機能強化の具体的内容については、今後、検討いたします。</p> <p>また、精神障がい者の相談は年々増加しています。困ったことがあれば、気軽に障がい福祉課、障がい者基幹相談支援センター、地域を超えて、他の障がい者相談支援センターにも相談していただくようお願いいたします。</p>

18	<p>学校教育との連携が見えてこない。児童の相談は、どこがどのように連携を図っていくのか。一貫した療育支援体制の確立における取組でも、介助員の配置や特別支援学級とあるが、これをどうしていくのか。地域の団体等のところでも、学校は非常に重要なのに「etc」の中に学校が含まれてしまうのは残念である。子どもの頃からの障がい理解や差別をしない教育が大切である。計画では、学校教育との連携をどのように捉えているか。</p>	<p>学校教育との連携は、大変重要であると認識しています。障がい児の生活の場には、教育、保健、福祉、医療、就労等のさまざまな関係機関が関わっています。それぞれが連携を図り、一貫した支援が提供出来る体制を構築してまいります。</p>
19	<p>8～10年前のことであるが、介助員の配置を学校に要望しても受け入れてもらえず、私自身が発達障がいのある我が子を介助するしかなかった。当時は、発達障がい児に対する支援が薄いと感じていた。現在でも、学校現場では対応に苦慮していると思う。所管は教育委員会になると思うが、このことから、学校との連携は不可欠であると考えている。</p>	<p>学校生活に課題がある場合には、個々に合わせた支援の一つとして、保育所等訪問支援を活用していただくよう、小中学校の校長会等をお願いしているところです。</p>
20	<p>障がい者や家族等についての実態把握はありがたい。本人だけではなく家族も大変困っている。そうした状況をよく把握して必要な支援につなげてもらいたい。</p>	<p>実態把握は、地域包括ケア社会の実現に向けて、大変重要な取組として捉えています。地域で孤立しているお困りの方を把握し、適切な支援につなげていきたいと考えています。</p>
21	<p>ヘルプカードに厚木市と印字してあるが、市外でも通用するものか。</p>	<p>このデザインは東京都が考案したものです。本市独自のデザインも検討しましたが、東京都が他の地方公共団体においても活用するよう奨励していたこと、神奈川県でもこれに同調したことを踏まえて作成したものです。今後も引き続き、市としてヘルプマークやカードの周知や普及に努めてまいります。</p>

22	達成された姿の「親亡き後も、障がい者の財産や権利が守られている。」の「親亡き後」は必要ないと思う。	今後、検討いたします。
23	障がい者相談支援センターの機能強化ではなく、拡充してほしい。機能強化とともに、数も増やしてほしい。地域の身近なところで相談出来ることを大切にしたい。	今後、検討いたします。
24	地域包括支援センターや民生委員と地域ケア会議を開催しているというが、民生委員が当事者についてよく知っているとは限らない。なぜ、当事者や家族の参加がないのか。ぜひ、体験者の生の声をよく聞いてほしい。	地域ケア会議を開催する際には、会議の目的に応じて出席者の調整を行っております。個別ケースの検討に当たっては、本人の意向を尊重した上で、本人や家族が出席をすることもありますので、御理解をお願いいたします。

市の考え方の表記について

実施機関の考え方を記述する場合の文体として、過去形で表記することはしないで、「です。」「ます。」の文体に統一すること。